

神奈川県 小田原・足柄下地域
循環型社会形成推進地域計画
(第1次)

小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町
湯河原町真鶴町衛生組合

平成24年12月13日
平成25年11月27日変更
平成27年1月9日変更
平成28年1月8日変更
平成28年10月7日変更

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	6
(4) 生活排水処理の目標	8

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進	10
(2) 処理体制	13
(3) 処理施設等の整備	20
(4) 施設整備に関する計画支援事業	21
(5) その他の施策	22

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ	23
(2) 事後評価及び計画の見直し	23

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

面積 254.92 km²

人口 247,240 人（平成 22 年 10 月 1 日現在）

（内訳）

市町名	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
面積（km ² ）※1	114.09	92.82	7.02	40.99
人口（人）※2	198,327	13,853	8,212	26,848

※1 平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調による

※2 神奈川県人口統計調査結果（国勢調査結果に基づく推計値）による

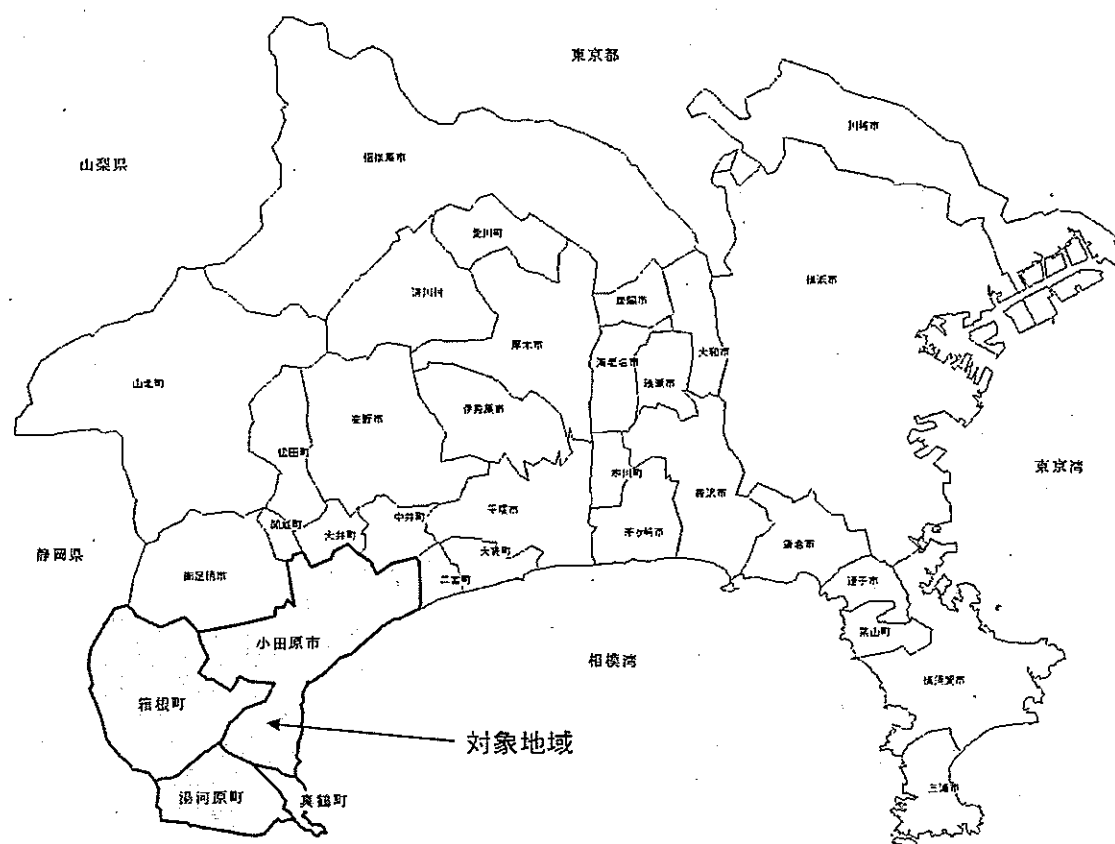


図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間を計画期間とする。

なお、広域化に伴って整備する施設が全て稼働する時期は、それぞれの施設整備の進捗状況を勘案すると、表 1 のとおり本計画期間後の平成 36 年度以降の予定になるため、本計画を第 1 次計画とし、平成 31 年度以降を第 2 次計画として、それぞれ必要な事項について定めるものとする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表1 地域計画期間と主な施設整備の予定

整備予定施設	第1次地域計画						第2次地域計画				
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
マテリアルリサイクル推進施設(衛生組合)							第2次計画期間以降に実施を検討				
エネルギー回収推進施設(衛生組合)							調査・計画・整備				
最終処分場再生事業(衛生組合)	再生事業						埋立再開				
エネルギー回収推進施設(小田原市)		調査計画等		実施・設計	基幹的設備改良事業		設備稼働				

※ 湯河原町真鶴町衛生組合

構 成 町：湯河原町、真鶴町

所 在 地：神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95

設立年月日：昭和 52 年 2 月 1 日

事 務 内 容：ごみの中間処理、最終処分、施設建設の計画・施工

(3) 基本的な方向

① 背景

小田原市と足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成される「小田原・足柄下地域」は、神奈川県西部に位置し、都心から 100km 圏、横浜から 50km 圏にあり、年間を通じて比較的温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれている。

小田原市は、古くから城下町、宿場町として栄え、現在は神奈川県西地域の中核的な都市である。多くの路線が乗り入れる小田原駅前を中心とする商業集積地のほか、恵まれた自然環境を生かした農業、工業や沿岸漁業など、幅広い産業が営まれている。ごみの排出原単位が県、全国のそれを上回っているが、リサイクルには早くから取り組んでおり、リサイクル率は県、全国の平均を上回っている。

足柄下郡は、日本屈指の温泉地をはじめとした豊富な観光資源に恵まれ、観光産業の活発な地域である。そのため、他の地域に比べて観光客に起因するごみが多く、いずれの町も、ごみの排出原単位が県、全国のそれを大きく上回っている。また、リサイクルの取り組みが立ち遅れており、リサイクル率が低い水準に留まっている。

② 施策の方向

小田原・足柄下地域は、次の方向で循環型社会の形成を目指す。

- ▶ ごみの発生抑制・排出抑制に努め、ごみ排出量の削減を図るとともに、一層のリサイクルの推進と処理の合理化・効率化を図る。
- ▶ 資源ごみの回収量と資源化量の増加に向け、分別収集する品目の増加・統一、収集の方法、資源化を行う品目などについて引き続き検討する。また、可燃ごみの減量化に向け、家庭での生ごみ堆肥化などのほか、現在実施している各種の取り組みを継続して推進する。
- ▶ 回収した資源ごみを効率的・効果的にリサイクルするため、地域内にリサイクルセンターを2施設配置することとし、1つは小田原市リサイクルセンターを継続使用する。もう1つは足柄下郡に「リサイクルセンター」を新設するが、設置時期は今後検討していく。最終的には既存の2施設を集約する。
- ▶ 可燃ごみを適正に、かつ、効率的に処理するため、地域内に焼却施設を2施設配置することとし、1つは小田原市清掃工場の基幹的設備改良事業を行い、焼却時の熱エネルギー回収を行う「熱回収施設」に改良する。もう1つは足柄下郡にある湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設も同様にエネルギー回収を行うよう基幹的設備改良事業を行い、既存の2施設を集約するとともに、平常時・緊急時の相互バックアップを可能として、地域全体として合理的なシステムの構築を図る。
- ▶ 最終処分量の削減とリサイクルの推進に向け、焼却残渣及び不燃残渣の資源化の拡大を図る。また、地域内の埋立容量を確保するため、湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場の再生事業を行う。
- ▶ 地域内の公共用水域の保全を図るため、各構成市町において、公共下水道の普及・整備、公共下水道接続率の向上に努め、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進に努める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

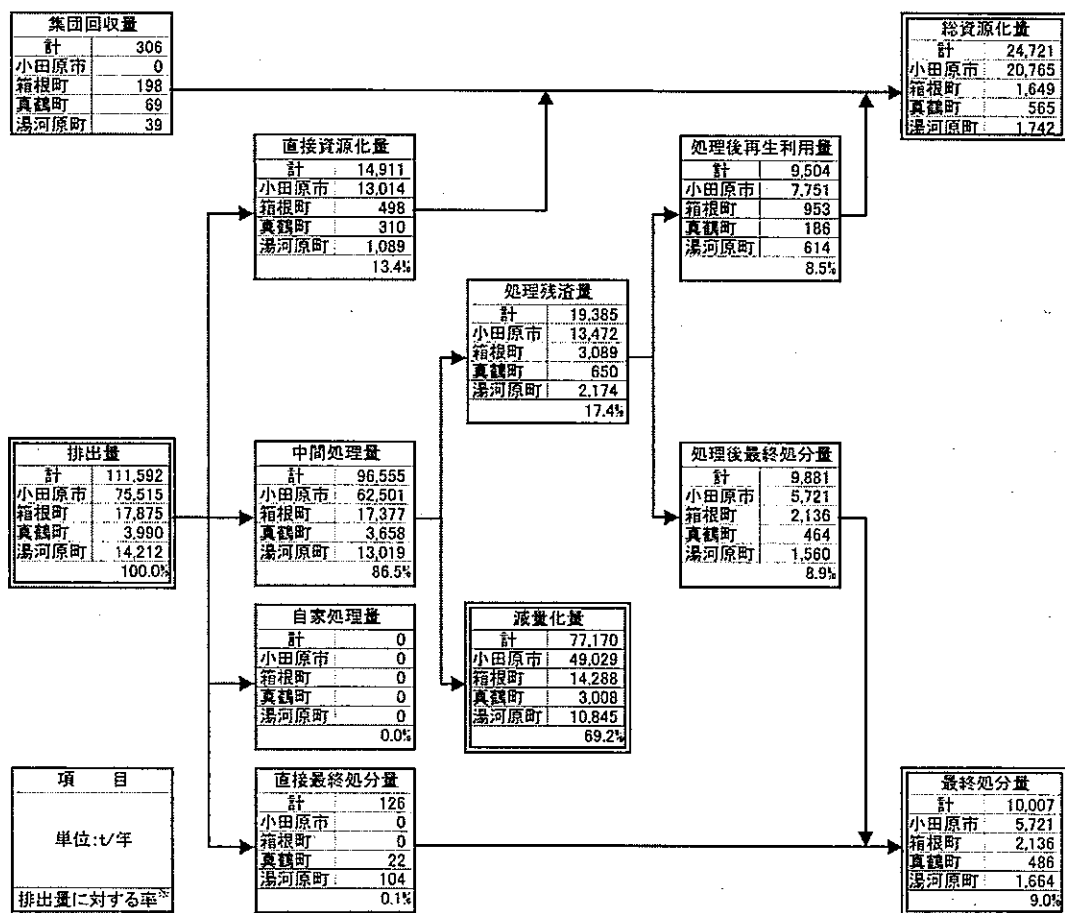
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、111,898 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 24,721 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団資源回収量））は 22.1%である。

中間処理による減量化量は 77,170 トンであり、集団回収を除いた排出量の 69.2%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 9.0%にあたる 10,007 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 87,978 トンである。各焼却施設では、温水の場内・場外利用を行っている。



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 247,240 人であり、水洗化人口は 242,530 人、汚水衛生処理率は 98.1% である。

し尿発生量は 3,791 kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 48,680 kℓ/年であり、処理・処分量は 52,471 kℓ/年である。

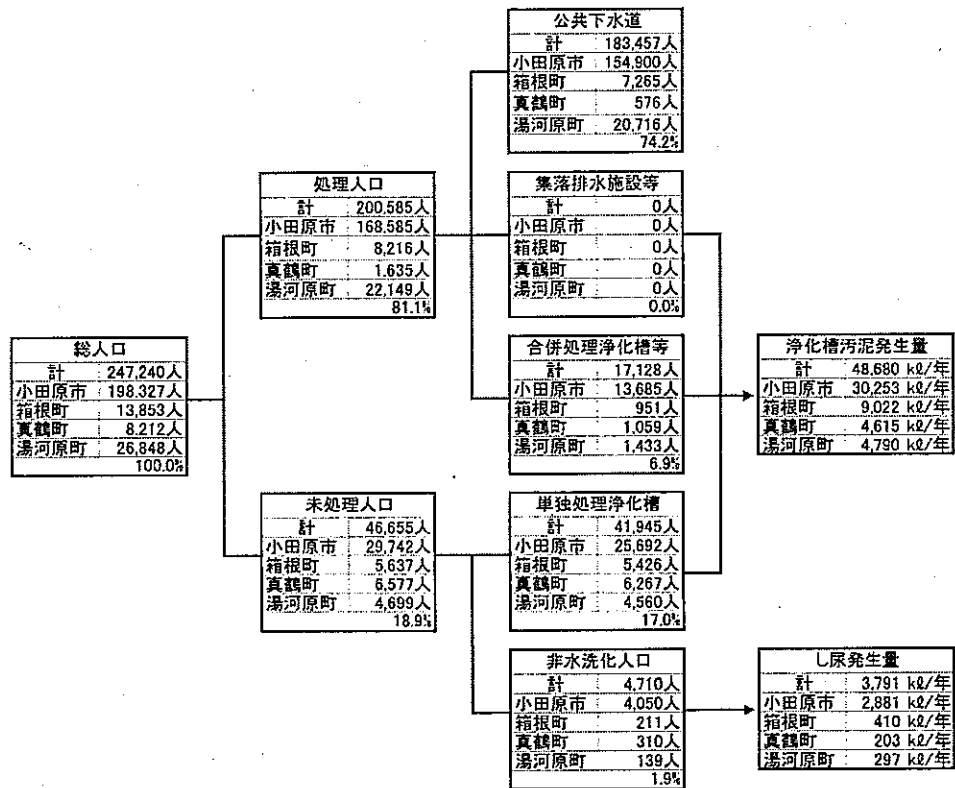


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 22 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、平成31年度における目標達成時の一般廃棄物等の処理フローは、図4のとおりである。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成22年度)	目標(割合※1) (平成31年度)
排 出 量	事業系 総排出量	40,189 トン	38,823 トン (-3.4%)
	1事業所当たりの排出量 ※2	3.08 トン/事業所	3.04 トン/事業所 (-1.3%)
	家庭系 総排出量	71,403 トン	66,690 トン (-6.6%)
	1人当たりの排出量 ※3	212.3 kg/人	199.3 kg/人 (-6.1%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	111,592 トン	105,566 トン (-5.4%)
再生利用量	直接資源化量	14,911 トン (13.4%)	17,845 トン (16.9%)
	総資源化量	24,721 トン (22.2%)	28,013 トン (26.5%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	0MWh	0MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	77,170 トン (69.2%)	70,155 トン (66.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	10,007 トン (9.0%)	7,494 トン (7.1%)

事業所数:12,369事業所

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

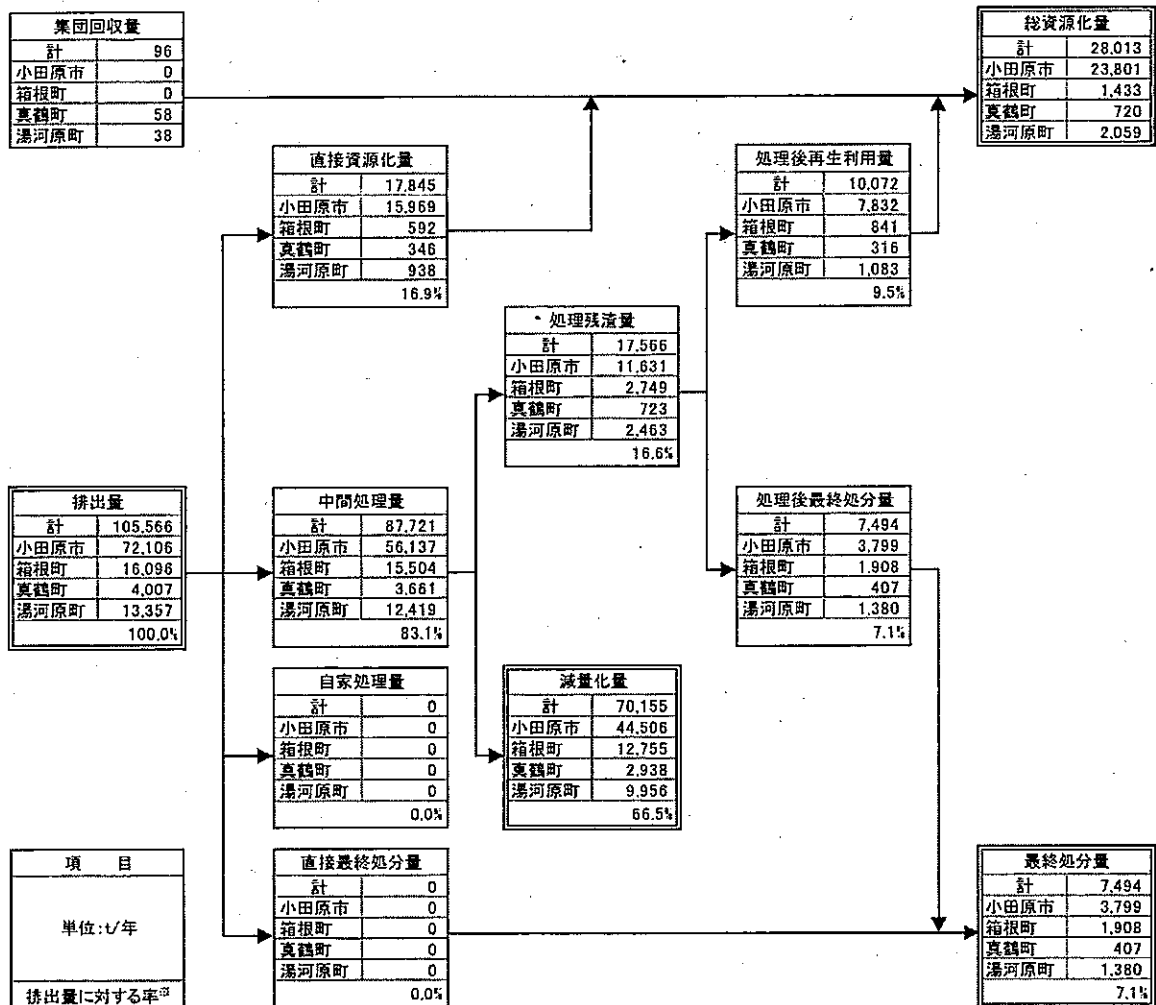
排 出 量: 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位: トン〕

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位: トン〕

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位: MWh〕

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位: トン〕

最終処分量: 埋立処分された量〔単位: トン〕



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成31年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。また、平成31年度における目標達成時の生活排水の処理フローは図5のとおりである。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		市町	平成22年度実績		平成31年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	小田原	154,900 人	(78.1%)	168,546 人	(85.9%)
		箱根	7,265 人	(52.4%)	5,543 人	(48.2%)
		真鶴	576 人	(7.0%)	2,472 人	(30.8%)
		湯河原	20,716 人	(77.2%)	21,782 人	(79.3%)
			183,457 人	(74.2%)	198,343 人	(81.5%)
	農業集落排水処理施設等		0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	小田原	13,685 人	(6.9%)	11,553 人	(5.9%)
		箱根	951 人	(6.9%)	932 人	(8.1%)
		真鶴	1,059 人	(12.9%)	1,533 人	(19.1%)
		湯河原	1,433 人	(5.3%)	2,257 人	(8.2%)
			17,128 人	(6.9%)	16,275 人	(6.7%)
	未処理人口	小田原	29,742 人	(15.0%)	16,186 人	(8.2%)
		箱根	5,637 人	(40.7%)	5,012 人	(43.6%)
		真鶴	6,577 人	(81.0%)	4,022 人	(50.1%)
		湯河原	4,699 人	(17.5%)	3,436 人	(12.5%)
			46,655 人	(18.9%)	28,656 人	(11.8%)
し尿・汚泥の量	合 計	小田原	198,327 人	(100.0%)	196,285 人	(100.0%)
		箱根	13,853 人	(100.0%)	11,487 人	(100.0%)
		真鶴	8,212 人	(100.0%)	8,027 人	(100.0%)
		湯河原	26,848 人	(100.0%)	27,475 人	(100.0%)
			247,240 人	(100.0%)	243,274 人	(100.0%)
	汲み取りし尿量	小田原	2,881 キロリットル		1,567 キロリットル	
		箱根	410 キロリットル		204 キロリットル	
		真鶴	203 キロリットル		120 キロリットル	
		湯河原	297 キロリットル		61 キロリットル	
			3,791 キロリットル		1,952 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	小田原	30,253 キロリットル		19,517 キロリットル	
		箱根	9,022 キロリットル		7,345 キロリットル	
		真鶴	4,615 キロリットル		3,633 キロリットル	
		湯河原	4,790 キロリットル		4,524 キロリットル	
			48,680 キロリットル		35,019 キロリットル	
	合 計	小田原	33,134 キロリットル		21,084 キロリットル	
		箱根	9,432 キロリットル		7,549 キロリットル	
		真鶴	4,818 キロリットル		3,753 キロリットル	
		湯河原	5,087 キロリットル		4,585 キロリットル	
			52,471 キロリットル		36,971 キロリットル	

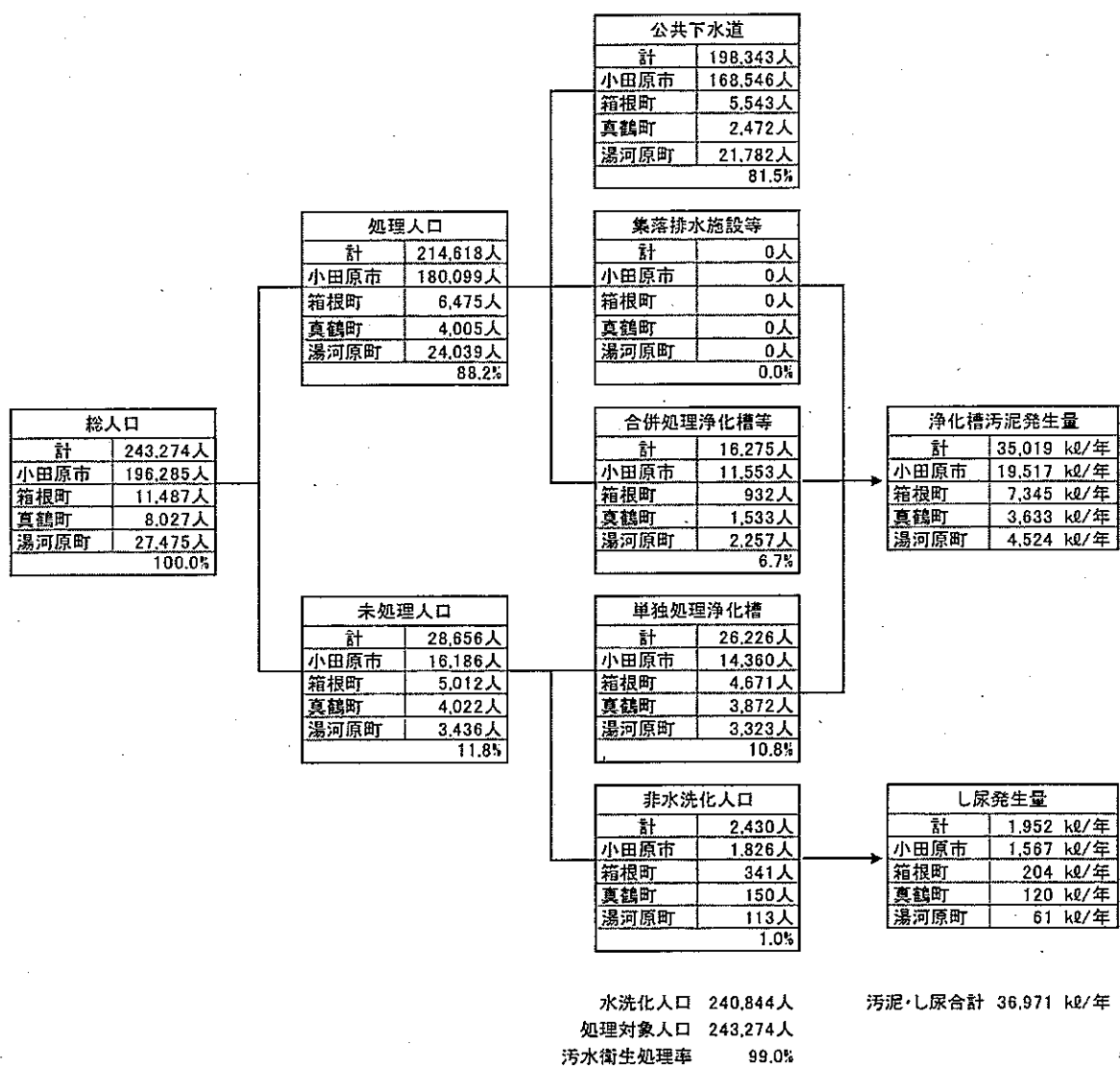


図5 生活排水の処理状況フロー（平成31年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 小田原市における取り組み

意識啓発	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した情報発信	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
環境について学ぶ機会の提供・支援	清掃工場の見学や、きらめき出前講座・体験学習などの機会を通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、市民団体が実施する環境教育などの活動を支援する。
ごみを作らない・出さない意識づくり	生ごみの水切りの徹底などを呼び掛けるとともに、生ごみ処理機の購入費助成や剪定枝チップの貸出を実施して普及を図る。また、買物袋の持参やリターナブル容器の利用などの呼び掛けを通じ、ごみを作らない・出さない意識づくりを図る。
家庭系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	各家庭において、段ボールコンポストや電動式生ごみ処理機などで生ごみの堆肥化を行い、できた堆肥を地域内で活用することによって、資源の地域内循環システムをつくることを目指す。
剪定枝資源化の推進	燃せるごみとして処理している剪定枝を、チップーなどで破碎しチップ化して活用するなど、段階を経ながら資源化の仕組みづくりを行う。
紙類、トレー・プラスチック容器の分別徹底	紙類、トレー・プラスチック容器が、燃せるごみとして排出された中に混入していることが今もなお見られる。自治会や環境美化推進員などと連携を図り、さらなる分別の徹底を図る。
古紙の収集・資源化の拡充	燃せるごみの約40%を紙ごみが占める一方、古紙の回収量が年々減少している。古紙回収量の増加によるごみ焼却量削減と資源化推進のため、収集回数などについて検討し、分別への協力を求める。
BDFプロジェクトの推進	資源の地域内循環システムづくりの一環として、家庭などから回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、ごみ収集車両の燃料として活用する。
廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく、家電4品目の適切な回収、リサイクルについての市民への周知、情報提供を行う。また、パソコンやオートバイについても同様に周知を図る。

事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
事業系一般廃棄物の排出事業者への指導	処理施設への搬入時の検査を毎月実施し、分別などが守られていない排出事業者、許可業者に対して是正を指導し、分別の徹底を図る。
許可業者における減量化・資源化の推進	事業系ごみの収集運搬を行う許可業者に対し、市の減量化・資源化の取り組みに理解を求めるとともに、許可業者を通じて、排出事業者への周知を図る。
多量排出事業者における減量化、資源化の推進	市に「減量化及び資源化計画書」を提出している多量排出事業者を対象に立入調査を実施し、計画への取組状況を把握するとともに、必要に応じて助言、指導を行う。

生活排水対策	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを利用して水質保全に関する意識啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

② 足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）における取り組み

住民・来訪者の意識啓発	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した情報発信	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
環境について学ぶ機会の提供	教育委員会や社会教育団体などと連携して、学習用教材としての副読本の作成や、ごみ処理の講習会、リサイクルの体験講座の開催などの実施について検討する。
ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。
来訪者への呼び掛け	他地域からの来訪者に対して、ごみの持ち帰りやポイ捨て防止、観光施設などでの分別排出に協力するよう、呼び掛けを継続する。

家庭系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進

事業名等	事業内容
ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	買物袋を持参する、再生品・詰替品・リターナブル容器を利用する、フリーマーケットやバザー、資源回収活動への積極的な参加など、ごみを作らない・出さない生活スタイルづくりを呼び掛ける。
ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	それぞれ定められたごみの分別方法やステーションへの排出方法などを守ること、また、ステーションの清潔保持や適切な維持に積極的に協力するよう呼び掛ける。
生ごみの減量化	各家庭での生ごみ減量化の取組みとして、食材を使い切ること、食べ残しを出さないことで生ごみの発生を抑え、排出するときはしっかりと水を切ることを呼び掛ける。また、生ごみ処理機器の購入補助を継続する。

事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進

事業名等	事業内容
排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	生産、流通その他の事業活動において、ごみになりにくい製品、再利用・再生利用に適した製品、再生材料を使用した製品などを購入・使用する、また、過剰な包装を控えるなど、発生・排出の抑制と資源化への取り組みを推進するよう働き掛ける。
使い捨て容器の使用抑制	使い捨ての容器がごみとして排出されることが多く見られるため、繰り返し利用可能な容器などへの転換に努めるよう働き掛ける。
食品循環資源のリサイクル推進	ホテル・旅館、飲食店などに対し、食品リサイクル法に基づく取組みのほか、さまざまな手法を活用して、食品残渣の排出量削減と資源化の推進を図るよう促していく。
多量排出事業者への指導	多量のごみを排出する事業者に対して、減量化や資源化、適正な処理のための計画を策定することと、計画に基づき着実に取組みがなされるよう指導する。

生活排水対策

事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して水質保全に関する意識啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

(2) 処理体制

家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分と処理方法については表4、分別の内容については表5のとおりである。現状においては、各市町がそれぞれの状況に対応した体制を整え、適正に処理を行っている。

今後は、足柄下郡3町の処理を集約化して、処理施設の能力と効率性を向上させ、地域内に「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムを整え、緊急時だけでなく平常時においても、系統間相互でごみの受け入れが可能な体制とすることで、地域全体のリサイクル推進と処理の合理化・効率化、安定性向上を図る。

なお、ごみの系統間相互受け入れを円滑に行ううえで、処理施設に搬入されるごみの質・性状などが、できるだけ揃っていることが望ましいため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて、引き続き検討していくこととする。

① 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

小田原市は、「小田原市清掃工場」で、可燃ごみと、「小田原市リサイクルセンター」から発生する破碎・選別後の可燃物を焼却処理し、焼却灰の一部を県外の民間資源化業者に委託（溶融、焙焼など）して資源化し、その他を「小田原市堀ヶ窪埋立処分場」及び県外の民間処分場で埋立処分している。

リサイクルセンター内の粗大ごみ処理施設で、不燃ごみと粗大ごみを破碎・選別し、鉄、アルミ、モーター類などを資源として売却しているほか、びん・缶選別施設で、アルミ缶、スチール缶、生きびんをそれぞれ選別して売却し、色選別したカレットを日本容器包装リサイクル協会へ引き渡している。可燃残渣、不燃残渣、ガラス残渣は、その大半を県外の民間資源化業者に委託して資源化し、一部を県外の民間処分場で埋立処分している。

ペットボトルは、「ペットボトル減容施設」において選別・圧縮・梱包し、また、容器包装プラスチックは、委託業者において選別・圧縮・梱包し、それぞれ日本容器包装リサイクル協会へ引き渡している。

紙・布類は、古紙組合が回収して新聞紙、雑紙、その他紙など品目ごとに資源化している。

また、蛍光灯、乾電池、スプレー缶・カセットボンベ、廃食用油その他を品目ごとに選別・貯留し、それぞれ民間資源化業者へ引き渡して資源化している。

今後も、現在の処理体制を継続するものとして、より一層の可燃ごみ減量化と資源化の推進に向けて、紙・布類の収集回数や、剪定枝の資源化の実施について検討する。また、焼却施設については、老朽化に対応した適切な維持修繕を施すとともに、長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図っていく。さらに、最終処分場の残余容量がわずかとなっているため、焼却灰の資源化・処分ルート維持、拡大を図るものとする。

イ 箱根町

箱根町は、「環境センター清掃第1プラント（ごみ焼却施設）」で、可燃ごみと、「同（粗大ごみ処理施設）」から発生する破碎・選別後の残渣を焼却処理し、処理後の飛灰と不燃物を「第2一般廃棄物最終処分場」で埋立処分している。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、スプレー缶類を破碎・選別し、資源化業者へ引き渡して資源化している。びんは手選別し、ペットボトルは選別・圧縮・梱包して、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ引き渡して資源化している。また、乾電池、蛍光灯・電球は異物を除去し、それぞれ保管したのち資源化業者へ引き渡して資源化している。

容器包装プラスチックとその他紙は、民間の中間処理業者において選別・圧縮・梱包などののち資源化業者へ引き渡し、その他紙以外の古紙・布類、使用済食用油は直接、資源化業者で資源化している。

今後は、第2次計画期間に予定している足柄下郡の処理集約までの間、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、資源化の推進と最終処分量の削減に向け、焼却残渣の資源化の検討を行うものとする。

ウ 真鶴町、湯河原町

真鶴町と湯河原町は、昭和52年に「湯河原町真鶴町衛生組合」を設立し、ごみの中間処理と最終処分を共同で行っている。

各町から収集されたごみは、「湯河原美化センター」で、可燃ごみと、「湯河原美化センター粗大ごみ処理施設」から発生する破碎・選別後の可燃物を焼却処理している。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、スプレー缶類を破碎・選別し、新聞などの紙類や、乾電池、蛍光灯を選別・貯留して、資源物はそれぞれ民間資源化業者などに売却している。

びん、ペットボトルは、「選別処理施設」において選別（圧縮・梱包）のうえ、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ引き渡して資源化している。

今後は、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、足柄下郡の処理集約に向け、「リサイクルセンター」と「熱回収施設」の整備に必要な各種の調査、計画策定などの事業を順次実施していく。また、資源化の推進と最終処分量の削減に向け、焼却残渣や不燃残渣、容器包装プラスチックなどの資源化について検討を行うものとする。

中間処理後の焼却残渣と不燃残渣は、「湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場」で埋立処分を行ってきたが、平成23年12月以降、残渣の全量を県外の民間処分場で埋立処分している。今後は、既に埋め立てられている廃棄物の全量を掘削・除去し、遮水工その他を全面的に改修して、十分な埋立容量を備えた処分場として再生する事業を行う。

② 事業系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

分別区分と処理方法は家庭系ごみと同じである。1か月当たりの排出量が300kg以内の事業者は、市に収集を依頼することができ、その他の事業者は、排出者または許可業者により、市の処理施設へ搬入できることとしている。

毎月、搬入時に検査を実施し、分別などが守られていない排出事業者、運搬事業者に対して指導を行い、徹底を図っている。

今後は、更に踏み込んで検査、指導の徹底を図る予定であり、分別が守られていない事業者へのペナルティなどの対応について検討していく。

イ 箱根町、真鶴町、湯河原町

分別区分と処理方法は家庭系ごみと同じである。箱根町は1日当たりの排出量が100kg未満の事業者、真鶴町と湯河原町は1日当たりの排出量が500kg未満の事業者については、町のごみステーションにも排出できることとしている。

今後も、現在と同様に収集、処理を行う予定であるが、事業者の責任範囲の拡大や事業者間の公平性、ごみ排出の管理の観点から、排出制限量などについて検討する。

また、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを、特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対して働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導していく。

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

小田原市と箱根町は現状取り扱っておらず、今後も扱う予定がない。

湯河原町真鶴町衛生組合は、建設業関係の木くず（廃木材）を焼却処理している。近年、搬入量が減少傾向にあることから、取り扱いの継続について検討中である。

④ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、各市町において、公共下水道の整備の促進と、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進に努める。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現在、各市町がそれぞれの方法で行っている処理を適切に継続していく。

⑤ 今後の処理体制の要点

- ◇ 「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムの構築を目指し、それぞれの市町で必要な取組みを行う。
- ◇ 小田原市は、焼却施設の延命化を図るとともに、剪定枝の資源化などについて検討する。
- ◇ 箱根町、真鶴町、湯河原町は、処理の集約化に向け、分別区分その他について調整を図るとともに、集約化までの間、現在の処理体制の適切な維持運営に努める。
- ◇ 湯河原町真鶴町衛生組合は、埋立廃棄物の全量撤去による処分場再生事業を実施するとともに、リサイクルセンター、熱回収施設の整備に向けた作業を順次行う。
- ◇ 各市町は、最終処分量の削減のため、焼却残渣その他の資源化について検討する。
- ◇ 系統間でのごみ相互受け入れの円滑化のため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて検討していく。

表4 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成22年度）								
小田原市			箱根町			湯河原町真鶴町衛生組合		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却・焼却灰資源化、埋立	清掃工場	燃せるごみ	焼却・埋立	環境センター（焼却施設）	可燃ごみ	焼却・埋立	湯河原美化センター（焼却施設）
燃せないごみ	破砕・選別・売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	燃せないごみ（その他）	破砕・選別	環境センター（粗大ごみ処理施設）	不燃ごみ	破砕・選別	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
大型ごみ			粗大ごみ	一売却、焼却・埋立		粗大ごみ	一売却、埋立	
かん類	選別・一売却	リサイクルセンター	カン	破砕・選別・一売却（スプレー缶含む）	環境センター（粗大ごみ処理施設）	カン	破砕・選別・一売却（スプレー缶含む）	選別処理施設
びん類	選別・一指定法人、売却		燃せないごみ（ビン）	選別・一指定法人		びん	選別・一指定法人、売却	
ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	ペットボトル減容施設	ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	（ペットボトル処理施設）	ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	
トレー・プラスチック容器	選別、圧縮梱包・一指定法人	（委託業者）	容器包装プラスチック	委託	（処理業者）	—	—	—
紙・布類	委託	（古紙組合）	古紙・布類	委託	（古紙業者）	新聞・雑かみ	選別・一売却	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、食用油ほか	選別・貯留・一資源化業者	リサイクルセンター	燃せないごみ（蛍光灯ほか）	選別・貯留・一資源化業者	環境センター（粗大施設）	不燃ごみ（蛍光灯、乾電池）	選別・貯留・一資源化業者	
			使用済食用油	委託	（廃油業者）	—	—	—

今 後（平成31年度・第1次計画期間終了後）								
小田原市			箱根町			湯河原町真鶴町衛生組合		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却・焼却灰資源化、埋立	清掃工場	燃せるごみ	焼却・埋立	環境センター（焼却施設）	可燃ごみ	焼却・埋立	湯河原美化センター（焼却施設）
燃せないごみ	破砕・選別・売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	燃せないごみ（その他）	破砕・選別	環境センター（粗大ごみ処理施設）	不燃ごみ	破砕・選別	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
大型ごみ			粗大ごみ	一売却、焼却・埋立		粗大ごみ	一売却、埋立	
かん類	選別・一売却	リサイクルセンター	カン	破砕・選別・一売却（スプレー缶含む）	環境センター（粗大ごみ処理施設）	カン	破砕・選別・一売却（スプレー缶含む）	選別処理施設
びん類	選別・一指定法人、売却		燃せないごみ（ビン）	選別・一指定法人		びん	選別・一指定法人、売却	
ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	ペットボトル減容施設	ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	（ペットボトル処理施設）	ペットボトル	選別、圧縮梱包・一指定法人	
トレー・プラスチック容器	選別、圧縮梱包・一指定法人	（委託業者）	容器包装プラスチック	委託	（処理業者）	—	—	—
紙・布類	委託	（古紙組合）	古紙・布類	委託	（古紙業者）	新聞・雑かみ	選別・一売却	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、食用油ほか	選別・貯留・一資源化業者	リサイクルセンター	燃せないごみ（蛍光灯ほか）	選別・貯留・一資源化業者	環境センター（粗大施設）	不燃ごみ（蛍光灯、乾電池）	選別・貯留・一資源化業者	
			使用済食用油	委託	（廃油業者）	—	—	—

処理集約に向け、分別区分や資源化品目の統一、資源化量増加などについて検討

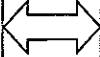
表5 ごみの分別の内容

小田原市	
分別区分	内容
燃せるごみ	生ごみ…残菜、貝殻、タバコの吸殻など 木くず…刈込み、板くず、竹など 草製品…はきもの、カバンなど ゴム類…長靴など 繊維類…座布団、布団やどてらなど綿入りのもの、雑巾、寝巻くず、カーテン 紙くず…汚れている紙、紙おむつ、油紙、感熱紙、カーボン紙
燃せないごみ	金属類…金物など…なべ、やかん、フライパン、かざ、一斗缶や大型缶(お菓子、ミルク、お茶の缶など) 容器類…プラスチック…おもちゃ、プランター、CD、DVDなど 陶磁器類…茶碗、皿、鉢、花瓶など ガラスくず類…鏡、電球、グロウランプ、割れた蛍光灯、化粧品のびん、ガラスのコップ
大型ごみ	家具類、家電リサイクル法対象品目ではない家電製品、寝具類、自転車など
かん類	ジュース缶など飲料用の缶、缶詰の缶
びん類	飲み物、食べ物などの各種びん(割れたびんも含む)
ペットボトル	飲料用、しょうゆ、酒、みりん
トレイ・プラスチック容器	トレイ…色もの、白色、透明 袋類…ポリ袋、ビニール袋 プラスチック容器…洗剤容器、卵の容器、ペットボトルのキャップ、食用油の容器、ソースの容器、発泡スチロールの箱など
紙・布類	新聞紙…新聞紙、新聞の折り込み広告 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱など 段ボール 紙ハック…500ml以上のもの(中が銀色のものはその他紙) その他紙…メモ紙、レシート、菓子箱、手紙、小さな紙ハックなど 布類…シャツ類、シーツ、毛布、タオルなど
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食油ほか	割れていない蛍光灯 各種スプレー缶とカセットボンベ 筒型乾電池、ライター ビデオテープ、カセットテープ 食用油

箱根町	
分別区分	内容
燃せるごみ	生ごみ…調理くず、残飯、貝殻など 小枝、竹、板くず、草、葉 草製品…はきもの、カバンなど 紙くず…紙おむつ、使ったティッシュペーパー、油紙、カーボン紙など プラスチック・ゴム類…おもちゃ、文房具、CD、DVD、ビデオテープ、歯ブラシ、食器、ボースなど その他…衣類(シャツ類以外のもの)、まくら、座布団、ぬいぐるみ、スポンジ、割りばし、使用済みのアルミはく、ラップ類など
燃せないごみ(その他)	せともの、ガラス製品、刃物、50cm未満の金属製品(プラスチック、木製の混合物も含む)など
粗大ごみ	たんず、机、いす、自転車、石油ストーブ、ふとんなど
かん	飲料用、食料品用など
燃せないごみ(ビン)	飲料用、食料品用など
ペットボトル	飲料用、調味料用など
容器包装プラスチック	ボトル類、カップ・パック・トレイ類、包装類、発泡スチロールなど
古紙・布類	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱、パンフレット、ノート、コピー用紙類など ダンボール 紙ハック…牛乳、飲料用など(中が銀色のものはその他紙) その他紙…菓子など小さな箱類、メモ紙類、手紙類、紙コップ、家庭から出るシュレッダーごみ、紙製容器包装マークがついているものなど 布類…シャツ類、シーツ、タオル類など
燃せないごみ(蛍光灯ほか)	蛍光管・電球、ボタン電池・充電式電池以外の乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターなど
使用済食用油	使用済の食用油

湯河原町資源町衛生組合	
分別区分	内容
可燃ごみ	台所のごみ…調理くず、魚の骨、貝殻、くだもの皮など 木くず、木の枝(少量) 皮革製品 紙くず 衣類、布類、シーツ、座布団、ボロ切れなど プラスチック製品、ビニール製品など
不燃ごみ	小型電機器具類…トースター、ヘアドライヤーなど ガラス製品…コップ、化粧品のびん、皿など 陶磁器類…茶碗、皿、植木鉢、花瓶など 金属類…やかん、フライパン、一斗缶、こもりがきなど
粗大ごみ	家具類、寝具類、電機器具(家電リサイクル法対象品目以外)、ガス・石油器具、自転車など
かん	ビール・ジュースなどの飲料缶、缶詰、菓子缶などの食品缶、スプレー缶、カセットボンベなど
びん	食料品や飲料の入っていたびん
ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料などの飲料用、焼酎・酒類、本みりんなどの酒類用、しょうゆ用
—	—
新聞・雑誌	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌…雑誌、書籍、パンフレット、カタログ、書類、包装紙など シュレッダーごみ
ダンボール・紙ハック	ダンボール製容器 飲料用紙ハック…牛乳、ジュース、清涼飲料など(中が銀色のものは可燃ごみ)
不燃ごみ(蛍光灯、乾電池)	蛍光灯、電球、乾電池(ニッカド、ボタン型は除く)
—	—

※参考 第2次計画期間終了後（H36以降）の分別、処理体制のイメージ

小田原・足柄下地域						
系統① 小田原市			平常時・緊急時の  相互バックアップ	系統② 足柄下郡		
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却・省エネルギー化 →焼却灰資源化、埋立	清掃工場		可燃ごみ	焼却・省エネルギー化 →焼却灰資源化、埋立	熱回収施設
燃せないごみ	破砕・選別 →売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター		不燃ごみ	破砕・選別 →売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター (不燃・粗大ごみ処理施設)
大型ごみ				粗大ごみ		
かん類	選別 → 売却			かん類	選別・圧縮 → 売却	リサイクルセンター (容器包装リサイクル推進施設)
びん類	選別 → 指定法人、売却			びん類	選別 → 指定法人、売却	
ペットボトル	選別、圧縮梱包 → 指定法人	ペットボトル減容施設		ペットボトル	選別、圧縮梱包 → 指定法人	
トレー・プラスチック容器	選別、圧縮梱包 → 指定法人	(委託業者)		プラスチック製容器包装	選別、圧縮梱包 → 指定法人	
紙・布類	委託	(古紙組合)		古紙・その他紙、古布、廃食用油	保管 → 資源化業者	リサイクルセンター (ストックヤード)
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留 → 資源化業者	リサイクルセンター		蛍光灯、乾電池、スプレー缶等	保管 → 資源化業者	
系統間相互のごみ受け入れ円滑化のため、地域内の分別区分や資源化品目の統一が望ましい						

(3) 処理施設等の整備

① 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表 6 のとおり必要な施設整備を行う。

なお、事業番号 2 については、第 2 次計画期間以降において整備を行う予定とし、事業番号 1 については、全体事業の進捗状況を考慮し、今後の地域計画の中で整備を検討していく。

表 6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力		事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) リサイクルセンター整備事業	未定	真鶴町・湯河原町	第 2 次計画期間以降に整備を検討
2	エネルギー回収推進施設(基幹的設備改良事業)	(仮称) 熱回収施設整備事業	未定	真鶴町・湯河原町	第 2 次計画期間以降に整備予定
3	最終処分場(再生事業)	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	77,350m ³ (再生後)	湯河原町	H25～H30
4	エネルギー回収推進施設(基幹的設備改良事業)	小田原市焼却施設設備事業	330t/日(基幹改良後)	小田原市	H28～H30 (全体事業期間：H28～H31)

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、処理の集約、再生利用の推進

事業番号 2 既存施設の老朽化、処理の集約、省エネルギー化と有効利用

事業番号 3 施設構造・設備類の抜本的改善、周辺環境の保全、処理集約に伴う埋立容量確保

事業番号 4 既存施設の老朽化、省エネルギー化と有効利用

② 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表 7 のとおり行う。

表 7 合併処理浄化槽への移行計画

整備施設種類	直近の整備済 基数(基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	2,785	123	750	
小田原市	2,631	69	438	H25～H30
箱根町	58	6	30	H25～H30
真鶴町	31	42	240	H25～H30
湯河原町	65	6	42	H25～H30
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合 計	2,785	123	750	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 8、8-1 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) リサイクルセンター整備事業（事業番号 1）に係る測量調査及び地質調査事業	建設用地調査	第 2 次計画期間以降に実施を検討
	(仮称) リサイクルセンター整備事業（事業番号 1）に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画基本設計	第 2 次計画期間以降に実施を検討
	(仮称) リサイクルセンター整備事業（事業番号 1）に係る環境影響評価事業	環境影響評価	第 2 次計画期間以降に実施を検討
	(仮称) リサイクルセンター整備事業（事業番号 1）に係る発注支援事業	契約発注支援	第 2 次計画期間以降に実施を検討
32	(仮称) 熱回収施設整備事業（事業番号 2）に係る測量調査及び地質調査事業	建設用地調査	第 2 次計画期間以降に実施予定
	(仮称) 熱回収施設整備事業（事業番号 2）に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画基本設計	第 2 次計画期間以降に実施予定
	(仮称) 熱回収施設整備事業（事業番号 2）に係る環境影響評価事業	環境影響評価	第 2 次計画期間以降に実施予定
	(仮称) 熱回収施設整備事業（事業番号 2）に係る発注支援事業	契約発注支援	第 2 次計画期間以降に実施予定
33	小田原市焼却施設整備事業（事業番号 4）に係る発注支援事業	契約発注支援	H26

表 8-1 市単独事業として実施する計画支援事業

34	小田原市焼却施設整備事業（事業番号 4）に係る実施設計作成支援事業		H28
----	-----------------------------------	--	-----

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① きれいなまちづくりの推進

各市町において、地域住民や事業者、ボランティア団体などと連携して、地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パトロールなどの取組みが行われている。今後も活動を推進して地域の環境美化に努める。

② 不法投棄対策の推進

各市町において、不法投棄を未然に防ぐため、地域住民や関係機関と連携を図りながら監視パトロールを実施するとともに、特に悪質なケースについては法令に基づき措置を講ずるなど、さまざまな取組みを行っている。今後も引き続き対策を推進する。

③ 海岸漂着ごみの適正な処理

相模湾に面する小田原市、真鶴町、湯河原町は、公益財団法人かながわ海岸美化財団が行う海岸清掃・美化活動に協力するとともに、海岸に漂着した各種のごみを適正に処理している。今後も継続して活動を推進する。

④ 災害時の適正な廃棄物処理

災害時等の廃棄物処理については、各市町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画、自治体間の相互支援協定などに基づき、各関係機関や団体などと連携して、適正かつ円滑に処理を行う体制の確保を図るほか、「小田原市」と「足柄下郡」の2系統のシステムを構築することにより、相互のバックアップ体制を確立する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

本計画期間の最終年度において進捗状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を第2次計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

— 添付書類 —

- ▶ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ▶ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ▶ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- ▶ 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- ▶ 参考資料様式 3 施設概要（最終処分場系）
- ▶ 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- ▶ 参考資料様式 6 計画支援概要

- ▶ 添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフほか
- ▶ 添付資料 2 計画地域内の施設の状況（現況・予定）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画画総括表 1 (平成 25 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	小田原・足柄下地域	(2) 地域内人口	247,240人	(3) 地域面積	254.92k m ²
(4) 構成市町名	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、真鶴町衛生組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：湯河原町、真鶴町 設立年月日：昭和52年2月1日設立				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）							目 標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成31年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	44,336	44,165	41,911	40,761	40,189	集 計 中	38,823	(-3.4%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	3.5	3.4	3.2	3.1	3.1		3.04	(-1.3%)
	家庭系 総排出量（トン）	77,767	76,699	74,145	72,026	71,403		66,690	(-6.6%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	226.9	224.4	219.6	215.3	212.3		199.3	(-6.1%)
再生利用量	合 計 事業系家庭系排出量合計（トン）	122,103	120,864	116,056	112,787	111,592	集 計 中	105,566	(-5.4%)
	直接資源化量（トン）	18,765	17,095	15,875	15,401	14,911		17,845	(16.9%)
	総資源化量（トン）	30,767	29,838	26,959	25,453	24,721		28,013	(26.5%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 kWh）	0	0	0	0	0	集 計 中	0	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	81,180	81,088	79,987	78,701	77,170		70,155	(66.5%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	10,550	10,331	9,421	9,024	10,007		7,494	(7.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料1）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考		
		施設名称	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新理由	型式及び処理方式		施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)
ごみ焼却施設	小田原市	小田原市清掃工場	ストローカー 全連続	有	180t/日	S54.6	H28～H31 基幹改良	既存老朽化、省エネ化	ストローカー 全連続	H32.3	180t/日	
ごみ焼却施設	小田原市	小田原市清掃工場	ストローカー 全連続	有	150t/日	H3.4	H28～H31 基幹改良	既存老朽化、省エネ化	ストローカー 全連続	H32.3	150t/日	2炉のうち1炉のみ更新の予定
粗大ごみ処理施設	小田原市	可燃性粗大ごみ破砕 施設	破砕	有	30t/5H	S54.10	継続使用					
粗大ごみ処理施設	小田原市	リサイクルセンター（不燃 性粗大ごみ処理施設）	破砕・選別	無	30t/5H	H9.4	継続使用					
資源化施設	小田原市	リサイクルセンター（び ん・缶蓋別施設）	選別・圧縮	無	21.4t/5H	H8.4	継続使用					
資源化施設	小田原市	ペットボトル減容施 設	選別・圧縮・梱包	無	4.9t/5H	H15.11	継続使用					
最終処分場	小田原市	堀ヶ窪埋立処分場	サンドイッチ方式	有	87,838㎡	S61.4	継続使用					残余地約20,000㎡ 埋立量削減で 期間延長を図る
ごみ焼却施設	箱根町	環境センター（ごみ焼却施設）	流動床 全連続	有	135t/日	H5.4	継続使用					第2次計画期間においても継続 使用の予定
粗大ごみ処理施設	箱根町	環境センター（粗大ごみ処理施 設）	破砕・選別・圧縮	有	30t/5H	H5.4	継続使用					"
資源化施設	箱根町	（ペットボトル）処理施 設	圧縮・梱包	無	0.7t/5H	H11.4	継続使用					"
最終処分場	箱根町	第2一般廃棄物最終 処分場	サンドイッチ方式	有	49,000㎡	H15.4	継続使用					
ごみ焼却施設	湯河原町・真鶴 町衛生組合	湯河原美化センター	ストローカー 全連続	有	70t/日	H9.7	継続使用					第2次計画期間以降において基 幹的設備改良工事の予定
粗大ごみ処理施設	湯河原町・真鶴 町衛生組合	湯河原美化センター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別・圧縮	有	24t/5H	H2.4	継続使用					第2次計画期間においても継続 使用の予定
粗大ごみ処理施設	湯河原町・真鶴 町衛生組合	" （腐木材処理施設）	回転ハンマー式粉 砕機	無	19t/3H	H11.7	継続使用					"
資源化施設	湯河原町・真鶴 町衛生組合	選別処理施設	選別・圧縮・梱包	無	PET 1.5t/5H びん4.8t/5H	H13.4	継続使用					"
最終処分場	湯河原町・真鶴 町衛生組合	最終処分場	サンドイッチ方式	有	66,000㎡	S62.4	H25臨時 H26～H30再整備	構造改善、環境保全、 容量確保	セメント混練埋立 地盤式	H31.3	77,350㎡	処分場再生事業
マテリアルリサイクル推進 施設（リサイクルセンター）	湯河原町・真鶴 町衛生組合						継続使用					第2次計画期間以降において実 施の有無を含めて検討

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料2）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総人口		248,881	248,295	247,545	246,930	247,240		243,274
公共下水道	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	163,949 65.9%	166,556 67.1%	170,064 68.7%	186,184 75.4%	183,457 74.2%	集	198,343 81.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	計	0 0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12,548 5.0%	13,292 5.4%	13,483 5.5%	9,883 4.0%	17,128 6.9%	中	16,275 6.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	72,384	68,447	63,998	50,863	46,655		28,656

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数(基)	処理人口(人)	開始年月	基数(基)	処理人口(人)	
浄化槽設置整備事業	小田原市	2,631	7,448	H3.4	69	438	H31
	箱根町	58	242	H14	6	30	H31
	真鶴町	31	116	S62.4	42	240	H31
	湯河原町	65	368	H15.4	6	42	H31

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料2)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 25 年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	事業期間 交付期間 ※3	総事業費（千円）										交付対象事業費（千円）										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					事業費					事業費					事業費					事業費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇熱回収に関する事業					単位	何処	終了																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

*組合構成町：湯河原町、真鶴町

※1 事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び表3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、表式3に示す施設のうち問題するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一級市、特別区等については、欄外に構成する市町村を記載すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の種類であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業 番号 ※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	意識啓発	各種媒体を活用した情報発信	各市町	25	30		継続実施						
			環境について学ぶ機会の提供・支援	各市町	25	30		継続実施						
			ごみを作らない・出さない意識づくり	小田原市	25	30		継続実施						
			来訪者への呼び掛け	下郡3町	25	30		継続実施						
	12	家庭系ごみの発生抑制・ 減量化、資源化の推進	生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	小田原市	25	30		毎年1,000件の参加件数増						
			特定枝資源化の推進	小田原市	25	30		検討・実施						
			紙類、トレー・プラスチック容器の分別徹底	小田原市	25	30		継続実施・強化						
			古紙の収集・資源化の拡充	小田原市	25	30		H24一部試行一結果に応じ判断						
			BDFプロジェクトの推進	小田原市	25	30		精製量の増量 参加企業の増加						
			廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	小田原市	25	30		継続実施						
			ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	下郡3町	25	30		継続実施						
			ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	下郡3町	25	30		継続実施						
			生ごみの減量化	下郡3町	25	30		継続実施						
	13	事業系ごみの発生抑制・ 減量化、資源化の推進	事業系一般廃棄物の排出事業者への指導	小田原市	25	30		調査・指導の強化 表彰制度の検討						
			許可業者における減量化・資源化の推進	小田原市	25	30		継続実施						
			多量排出事業者における減量化、資源化の推進	小田原市	25	30		継続実施						
			排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	下郡3町	25	30		継続実施						
			使い捨て容器の使用抑制	下郡3町	25	30		継続実施						
			食品循環資源のリサイクル推進	下郡3町	25	30		継続実施						
			多量排出事業者への指導	下郡3町	25	30		継続実施						
	14	生活排水対策	各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	各市町	25	30		継続実施						
			下水道の整備及び接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進	各市町	25	30		継続実施						
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	資源化品目の増加	紙・布類の収集回数増加	小田原市	26	30		試行の結果により実施判断						
			焼却残渣の資源化	下郡3町	25	30		調査・検討						
			不燃残渣、容器包装プラスチックの資源化	真鶴町 湯河原町	25	30		調査・検討						
	22	広域処理システムの構築	役割分担、体制・組織、費用負担ほかシステム構築に向けた検討・協議	全市町	25	30		継続実施						

施策種別	事業番号※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
処理施設の 整備に関するもの	1	(仮称)リサイクルセンター整備事業	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)の整備				○	(第2次計画期間以降に実施を検討)						関連事業 31
	2	(仮称)熱回収施設整備事業	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施予定)						関連事業 32
	3	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	既埋立物の全量掘削・搬去による最終処分場の修復・再生		25	30	○	掘削・ 搬去	再 整 備					
	4	小田原市焼却施設整備事業	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備	小田原市	28	30	○	基幹的設備改良工事						関連事業 33 (全体事業期間: H28～H32)
	5	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備	各市町	25	30	○	継続実施						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る計画支援	測量調査及び地質調査	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施を検討)						関連事業 1
			施設整備に係る計画策定、基本設計											
			環境影響評価											
			契約発注に関する技術支援ほか											
	32	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	測量調査及び地質調査	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施予定)						関連事業 2
			施設整備に係る計画策定、基本設計											
			環境影響評価											
			契約発注に関する技術支援ほか											
	33	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	契約発注に関する技術支援	小田原市	26	26	○							関連事業 4
	34	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	実施設計作成	小田原市	28	28								関連事業 4
その他	41	きれいなまちづくりの推進	地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パトロールほか	各市町	25	30		継続実施						
	42	不法投棄対策の推進	監視パトロールの実施、悪質なケースへの厳正な対応など	各市町	25	30		継続実施						
	43	海岸漂着ごみの適正な処理	海岸清掃・美化活動への協力と、海岸に漂着したごみの適正処理	小田原市 真鶴町 湯河原町	25	30		継続実施						
	44	災害時の適正な廃棄物処理	各関係機関や団体などと連携し、適正・円滑な処理体制の確保を図る	全市町	25	30		継続実施						

※ 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 施設名称	小田原市清掃工場（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成28年度～平成30年度 （全体工期：平成28年度～平成31年度）
(4) 施設規模	処理能力 330t/日（90t/日×2炉+75t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率34%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	多量のエネルギーを消費する焼却施設において、平成25年度に策定する長寿命化計画に基づき、老朽化した現施設に対して循環型社会形成推進のための基幹的設備改良工事を実施する。CO ₂ の削減率は3%以上とする。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率燃料改修施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm ³ /t 2. 発生ガス量 Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	3,456,000千円 （全体事業費4,890,000千円）
------------	--------------------------------

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合		
(2) 施設名称	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場（処分場再生事業）		
(3) 工期	平成25年度～平成30年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 17,100 m ²	埋立面積 10,500 m ² (再生後：約6,000m ²)	埋立容積 66,000 m ³ (再生後：77,350m ³)
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 昭和62年度 埋立終了 平成25年度（当初予定） 既埋立物の除去及び設備改善による再生を図る		
(6) 跡地利用計画			
(7) 地域計画内の役割	・施設構造、設備類の抜本的改善による周辺環境の保全 ・処理集約化に伴う埋立処分容量の確保		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☒ 無 ☐		
(9) 事業計画額	8,519,800千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。 合併処理浄化槽エリアは、原則として家屋が散在し、集合処理が適していない地域を、経済性の観点等から適切であるか等を考慮して設定した。 また、下水道エリアにおいては、下水道の整備を最優先課題とするが、長期間整備が見込めない地域も存在することから、これらの地域についても補助を継続していく。
(4) 事業期間	25年度 ～ 30年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費31,500千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	36基（180人分）	23基	14,022,000	14,022,000	14,022,000
6～7人槽	24基（168人分）	21基	11,826,000	11,826,000	11,826,000
8～10人槽	9基（90人分）	8基	5,652,000	5,652,000	5,652,000
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	69基（438人分）	52基	31,500,000	31,500,000	31,500,000

【浄化槽設置整備事業の場合】

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	箱根町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度 ～ 30年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(力)、(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 2,484千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽					
6～7人槽	6基 (30人分)	0基	2,484,000	2,484,000	2,484,000
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	6基 (30人分)	0基	2,484,000	2,484,000	2,484,000

【浄化槽設置整備事業の場合】

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	真鶴町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度 ～ 30年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 16,992千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【 浄化槽設置整備事業の場合 】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	18基（90人分）	6基	6,516,000	6,516,000	6,516,000
6～7人槽	24基（150人分）	6基	10,476,000	10,476,000	10,476,000
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改 築					
計画策定調査費					
合 計	42基（240人分）	12基	16,992,000	16,992,000	16,992,000

-【 浄化槽設置整備事業の場合 -】

（なし）

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

（なし）

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度 ～ 30年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 3,024千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽					
6～7人槽	6基（42人分）	6基	3,024,000	3,024,000	3,024,000
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	6基（42人分）	6基	3,024,000	3,024,000	3,024,000

~~【浄化槽設置整備事業の場合】~~

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため
(3) 事業名称	小田原市焼却施設整備事業に係る発注支援事業
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計
(6) 事業計画額	6,000千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

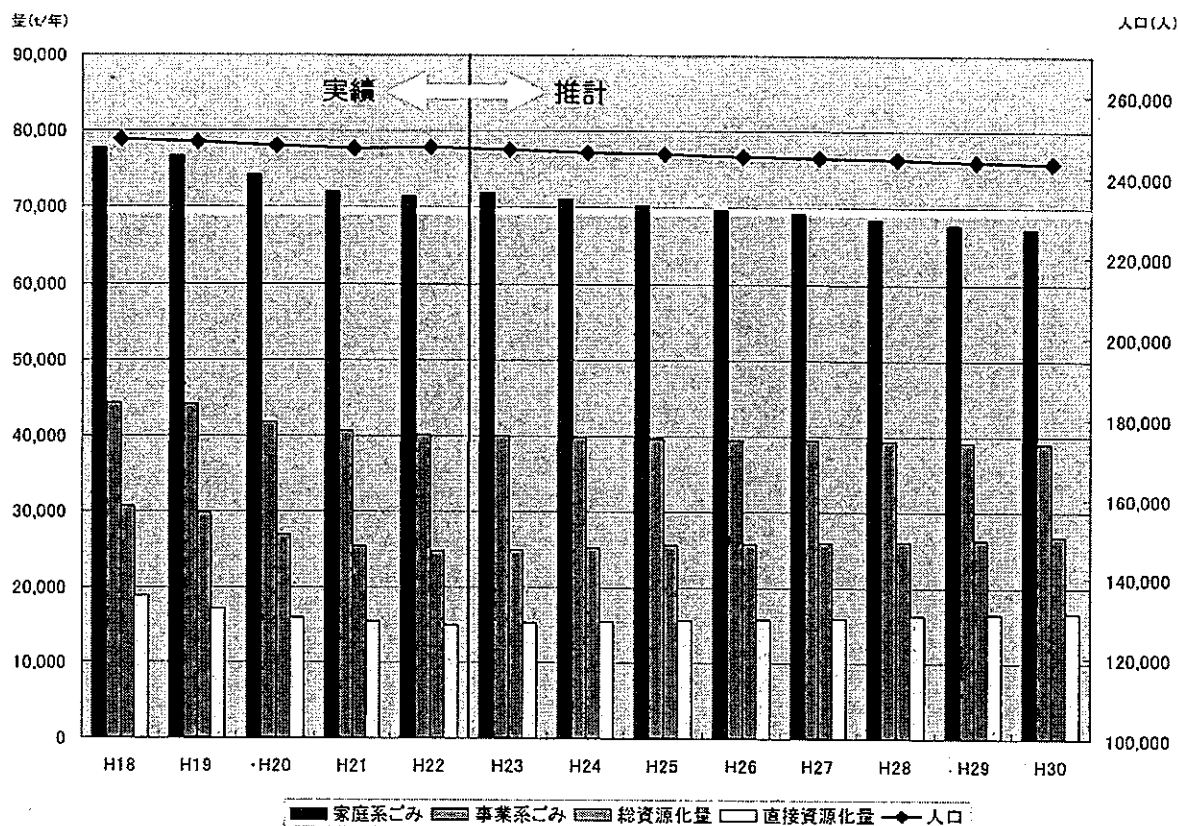
(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	(仮称)リサイクルセンター 整備事業に係る測量調査 及び地質調査事業	(仮称)リサイクルセンター 整備事業に係る施設整備 計画策定事業	(仮称)リサイクルセンター 整備事業に係る環境影響 評価事業	(仮称)リサイクルセンター 整備事業に係る発注支援 事業
(4) 事業期間	第2次計画期間以降に 実施を検討	第2次計画期間以降に 実施を検討	第2次計画期間以降に 実施を検討	第2次計画期間以降に 実施を検討
(5) 事業概要	測量調査・地質調査	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計	神奈川県環境影響評価条 例に基づく環境影響評価	発注仕様書作成、業者選 定ほか技術支援
(6) 事業計画額	36,000千円	18,000千円	210,000千円	9,000千円

計 画 支 援 概 要

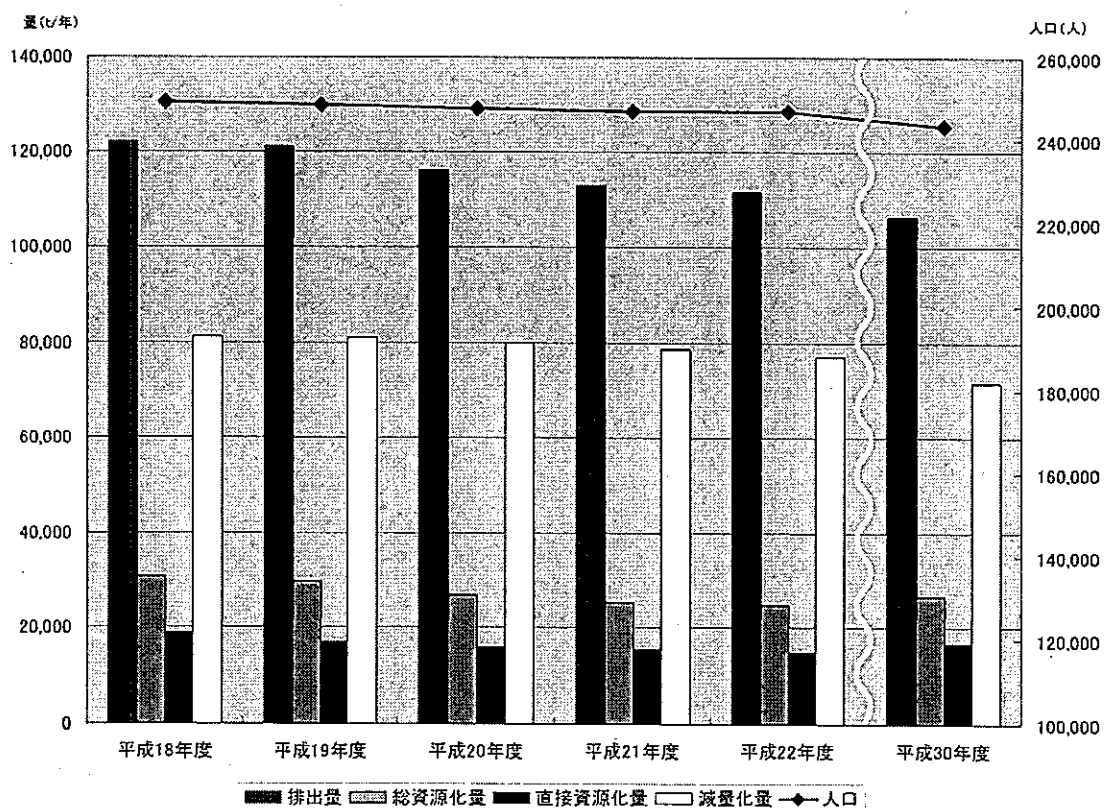
都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合			
(2) 事業目的	エネルギー回収推進施設整備のため			
(3) 事業名称	(仮称)熱回収施設整備事業に係る測量調査及び地質調査事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る施設整備計画策定事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る環境影響評価事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る発注支援事業
(4) 事業期間	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定
(5) 事業概要	測量調査・地質調査	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	発注仕様書作成、業者選定ほか技術支援
(6) 事業計画額	36,000千円	18,000千円	210,000千円	9,000千円

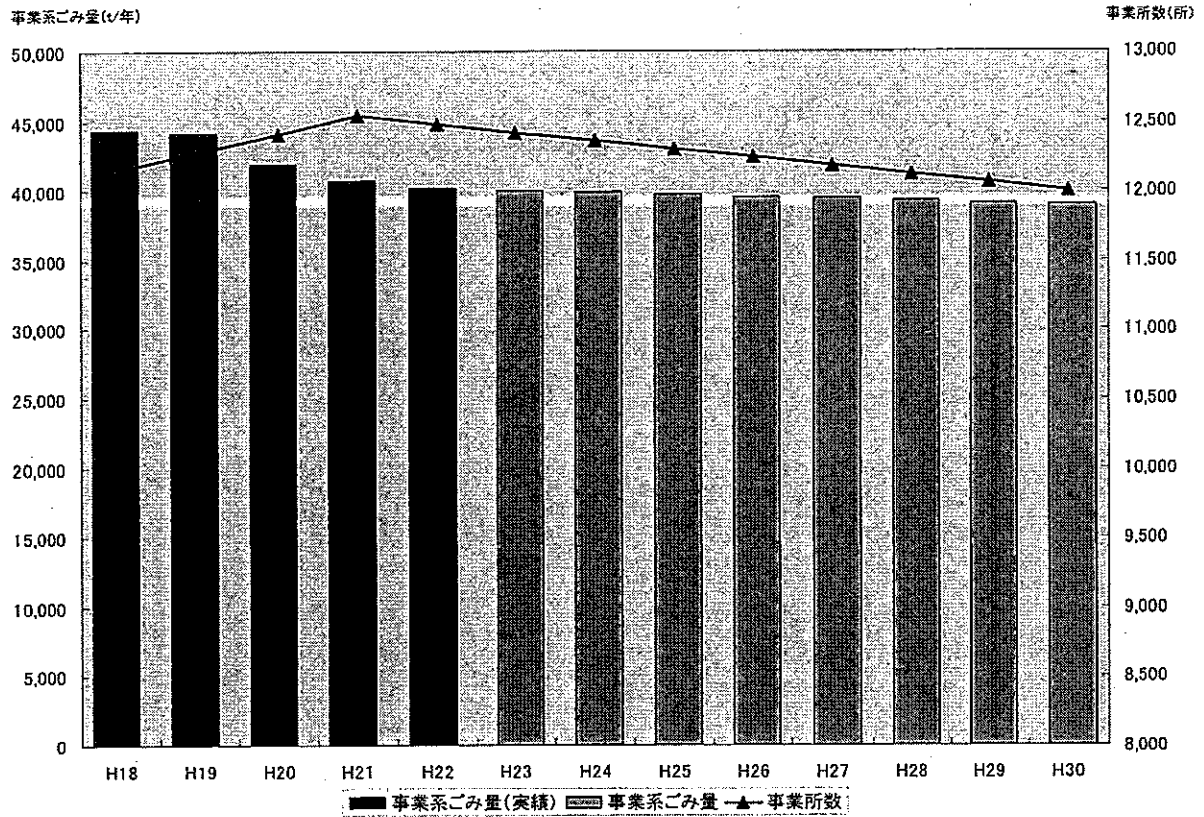
グラフ1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



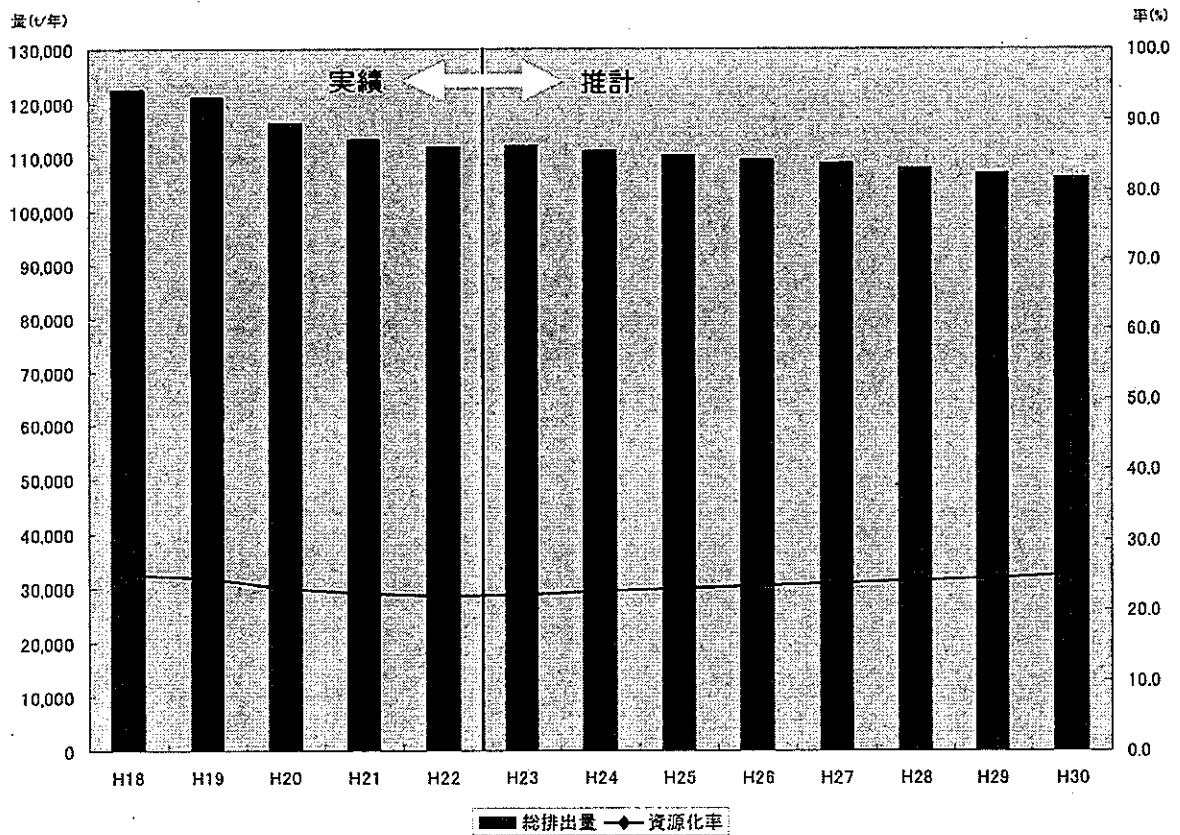
グラフ2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ量の推移）（小田原・足柄下地域）



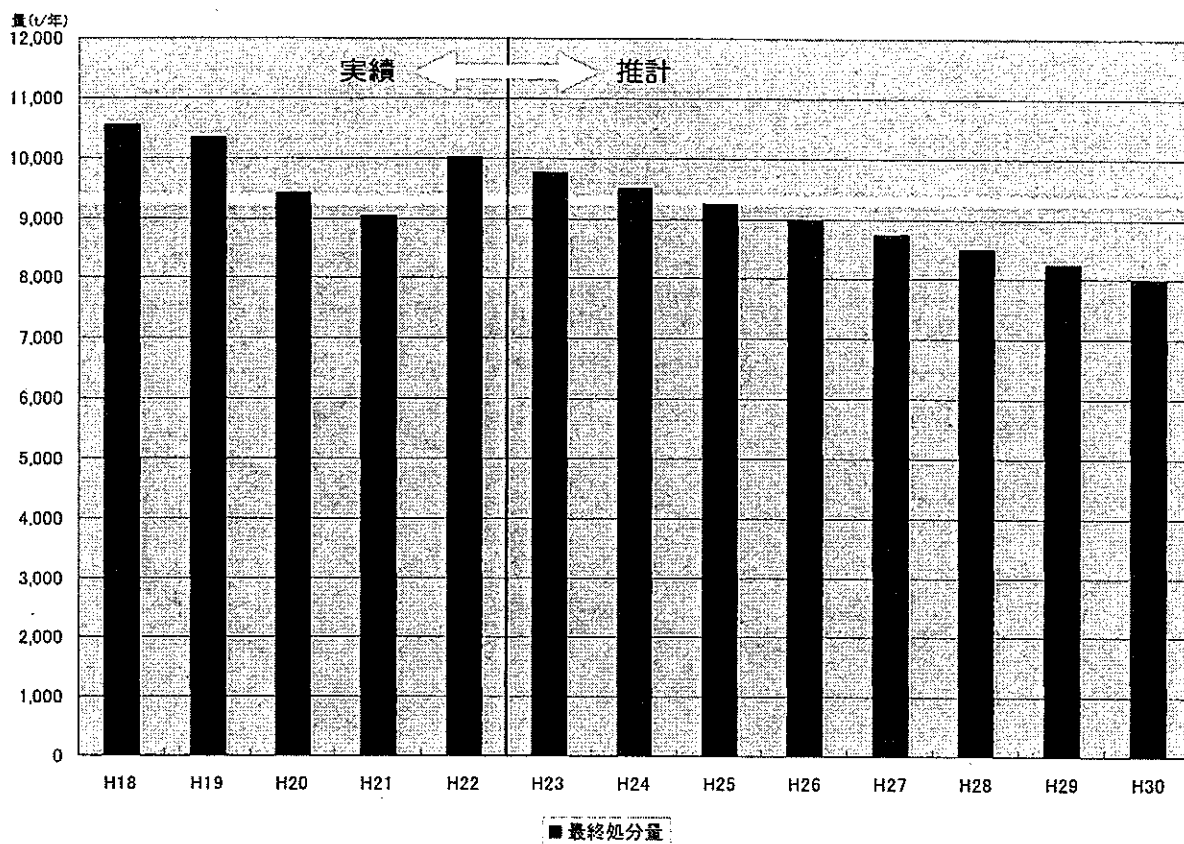
グラフ3 事業系ごみ量と事業所数の相関（小田原・足柄下地域）



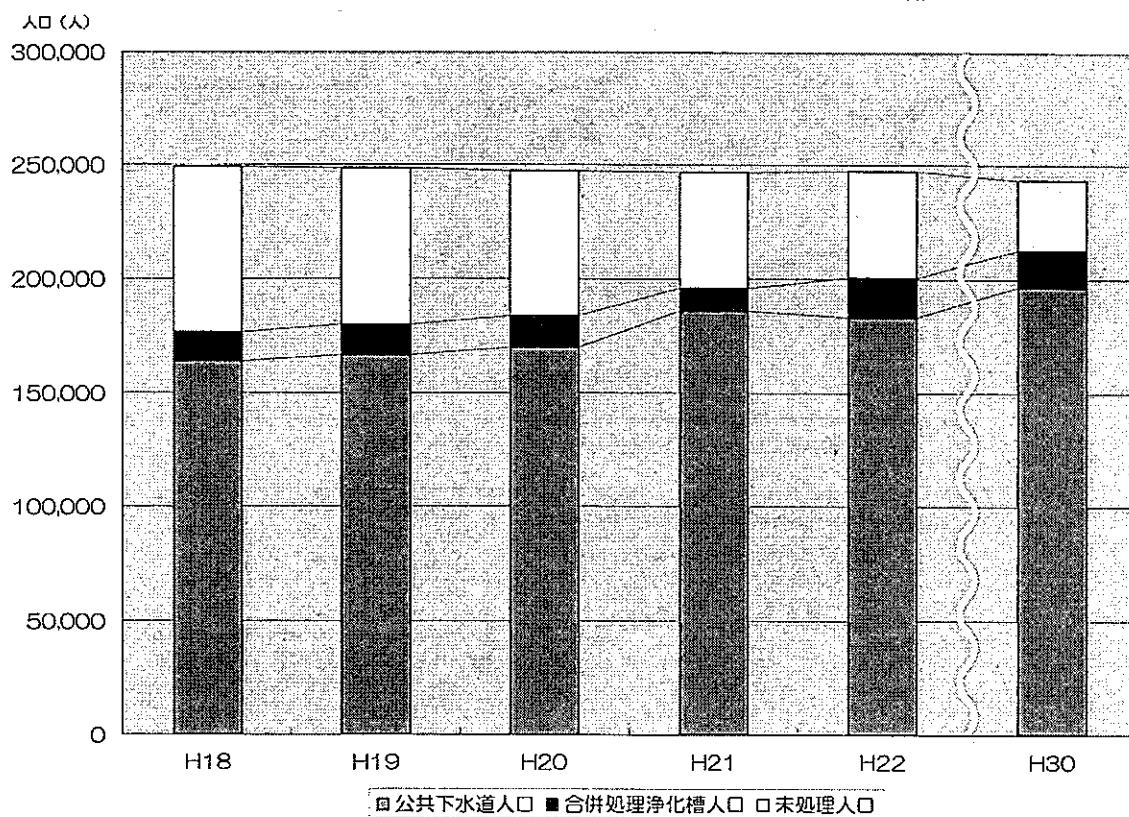
グラフ4 総排出量と資源化率の相関（小田原・足柄下地域）



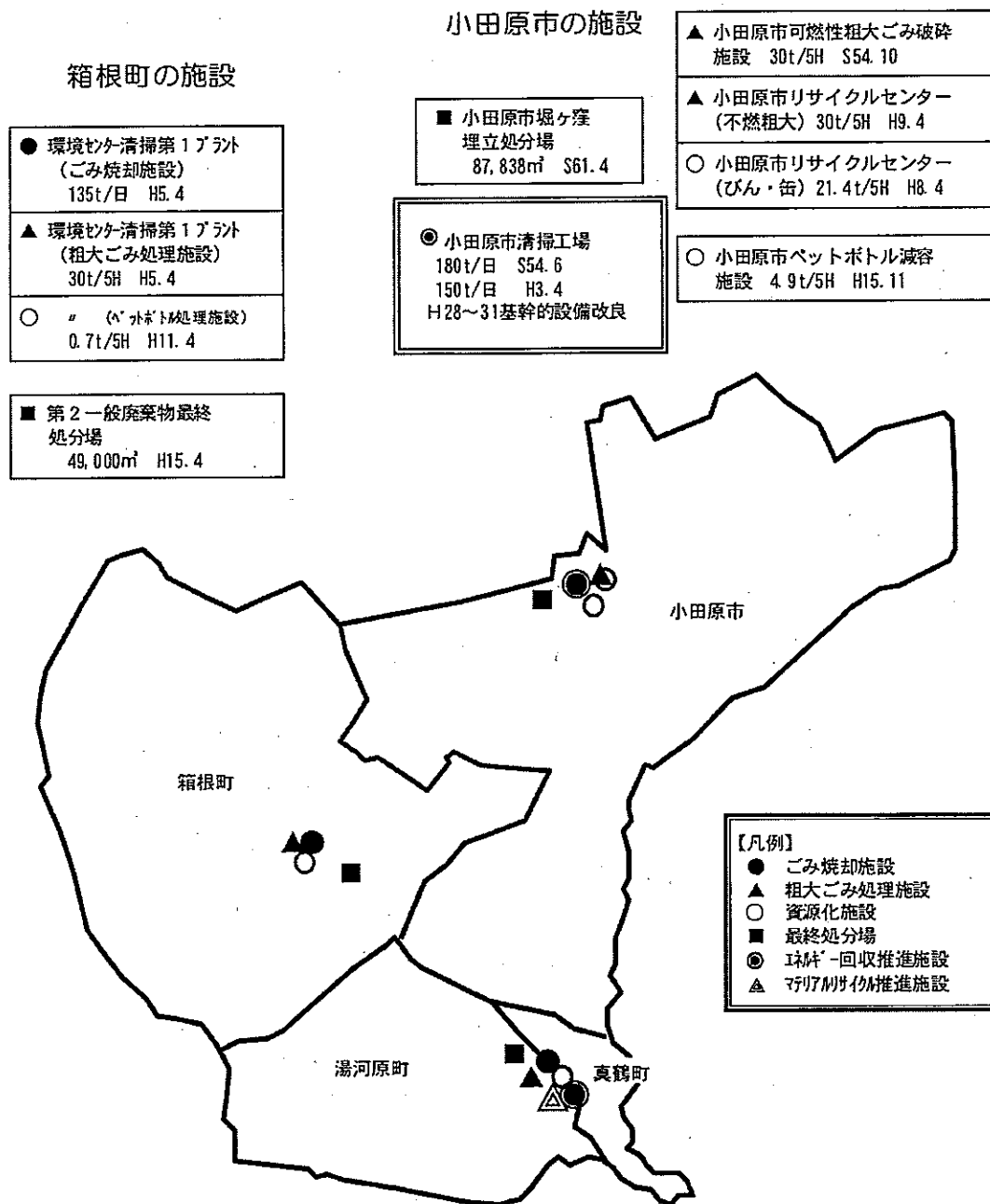
グラフ5 最終処分量のトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



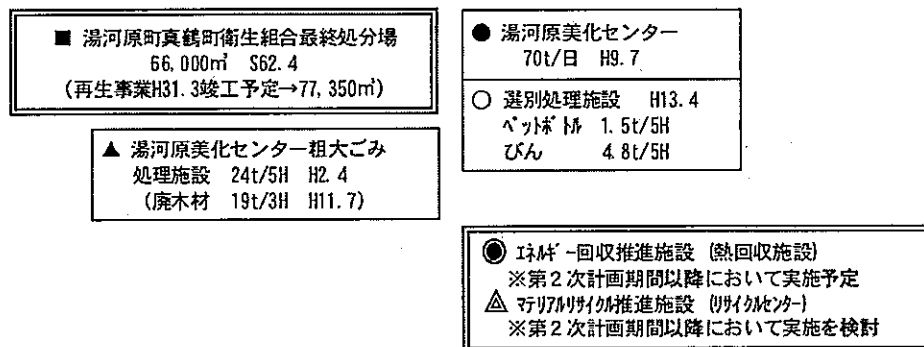
グラフ6 生活排水処理人口のトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



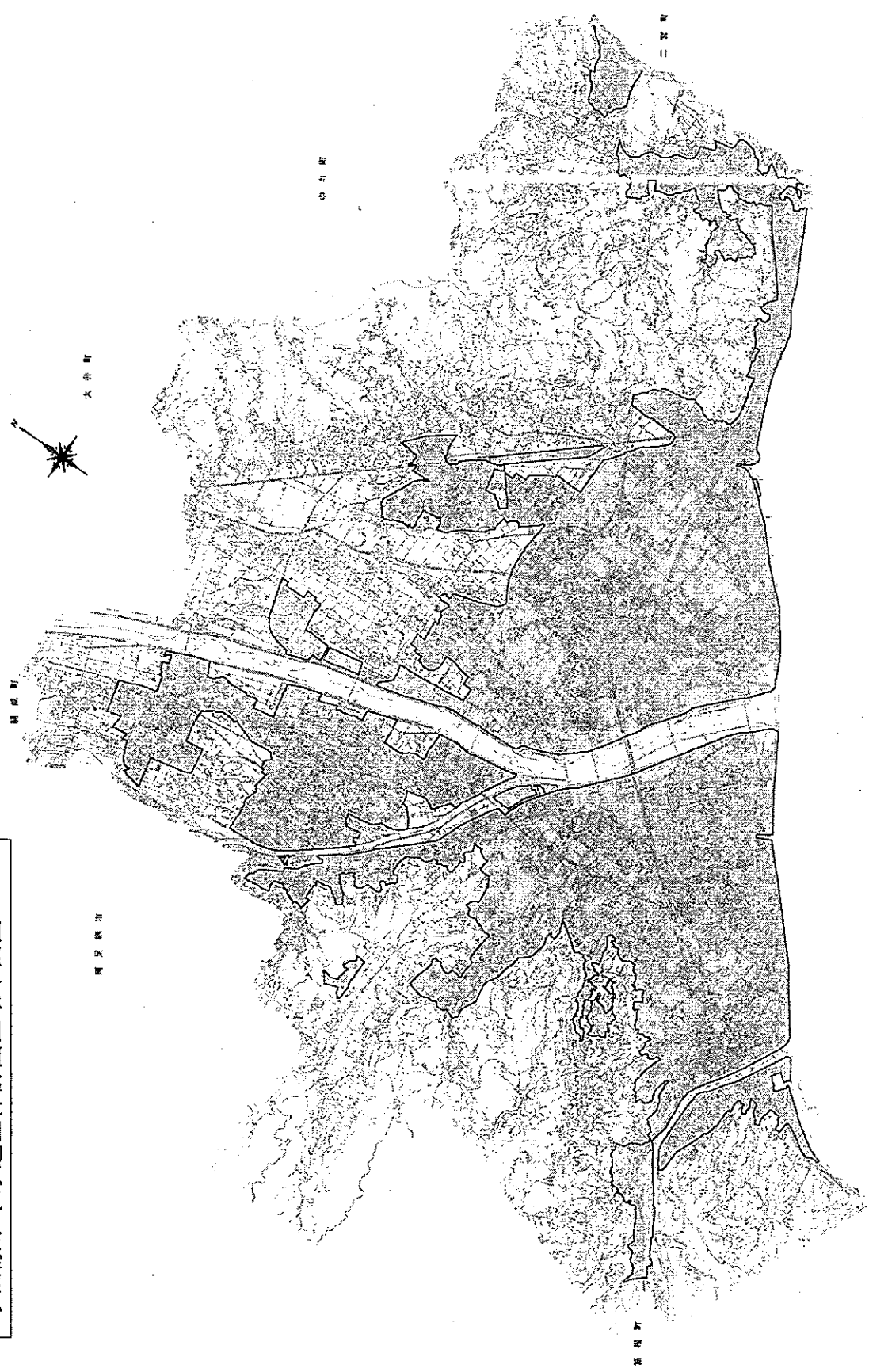
○ 計画地域内の施設の状況（現況・予定）



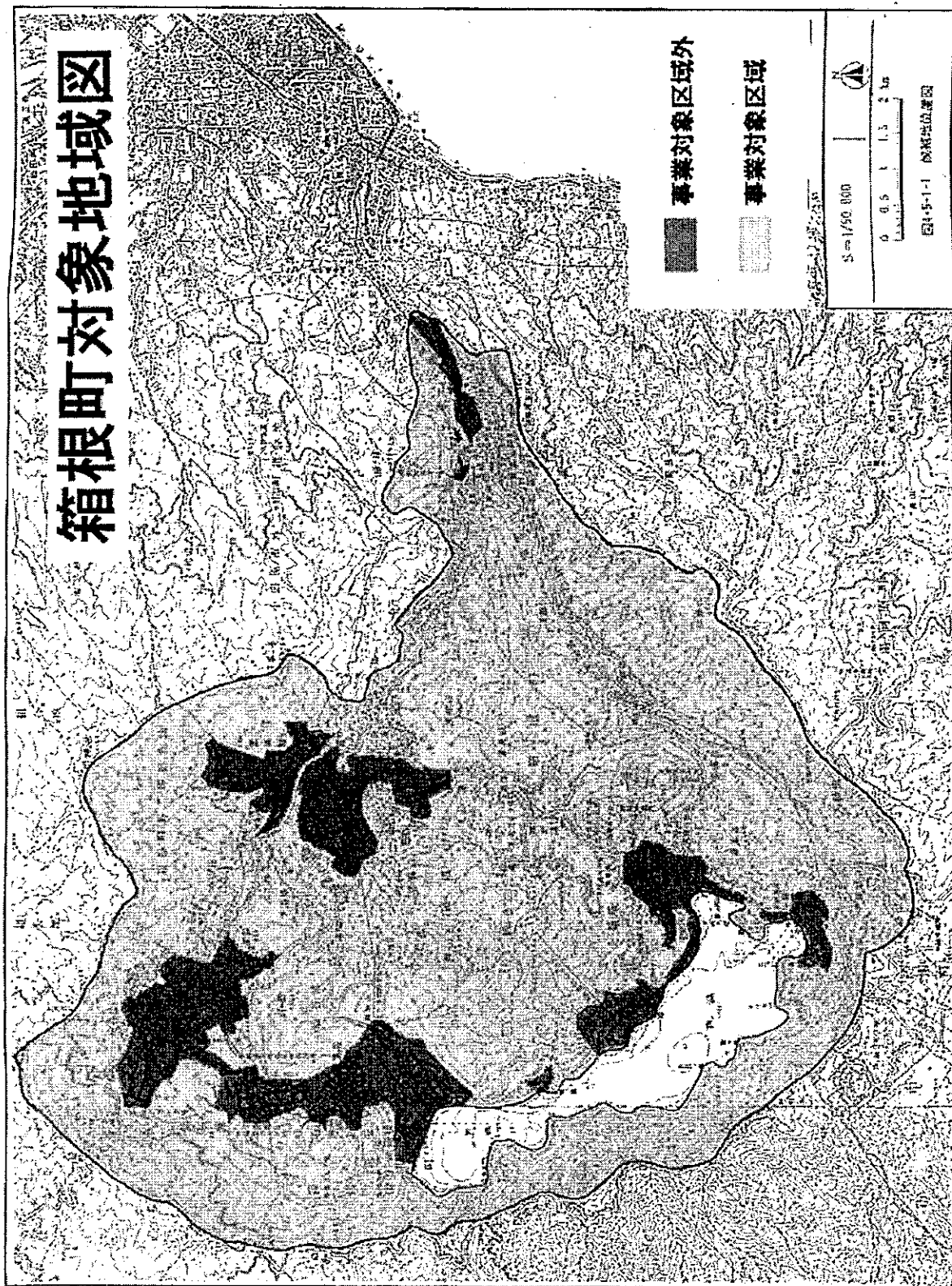
湯河原町真鶴町衛生組合の施設



小田原市下水道全体計画区域平面図



箱根町対象地域図



真鶴町公共下水道計画一般図（污水）

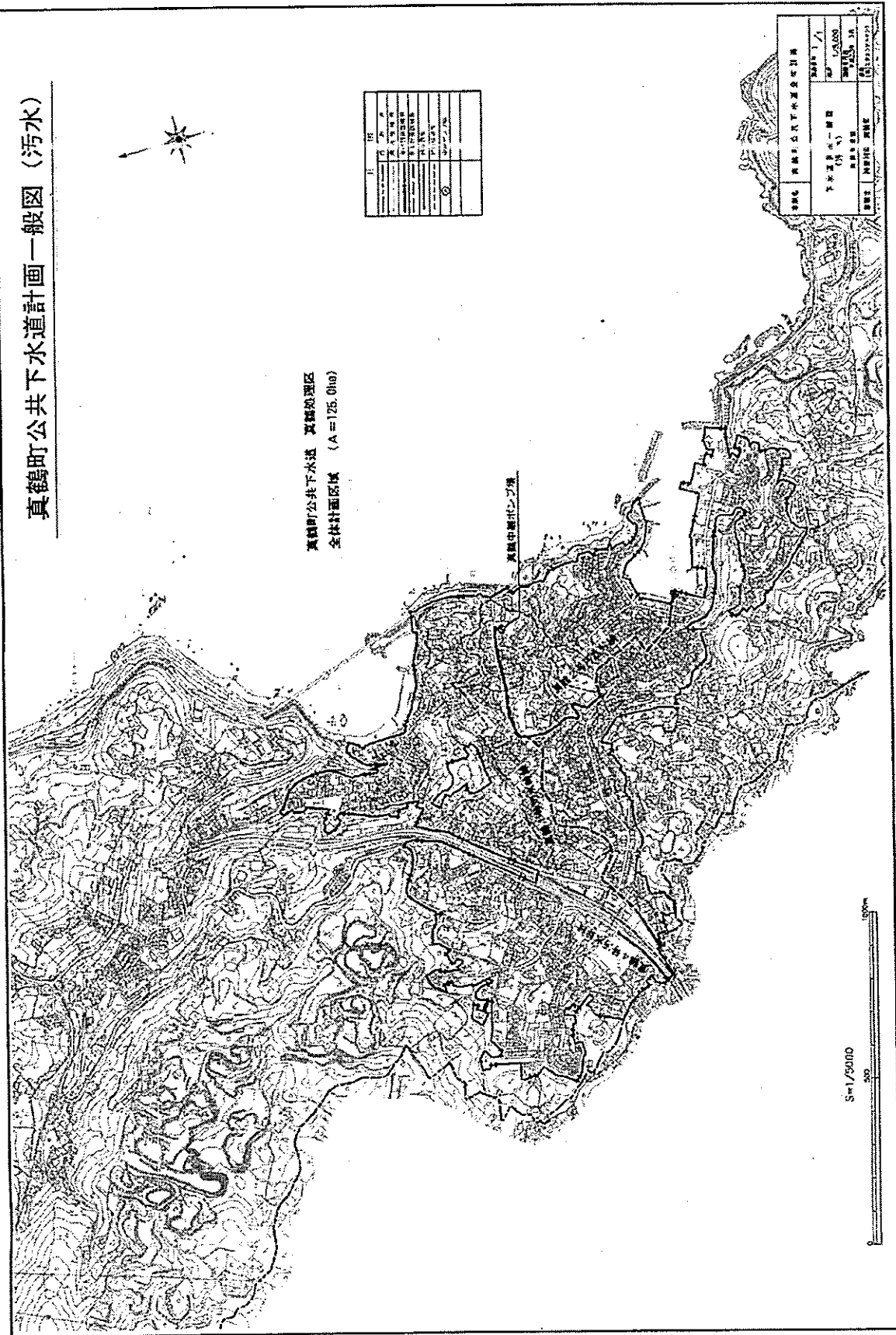


図2-2-1 真鶴町公共下水道全体計画区域

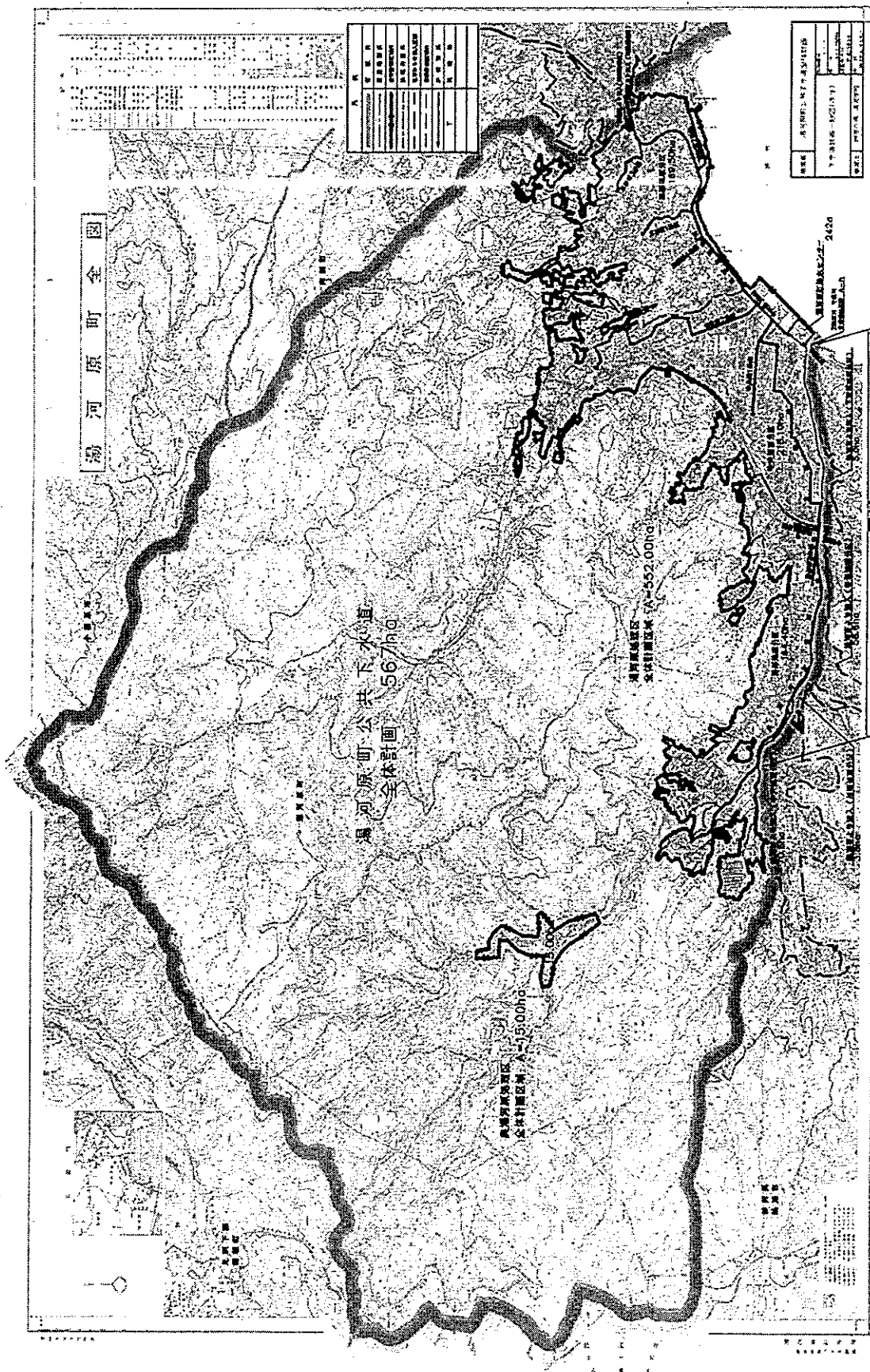


図5-1-1 下水道計画区域図